

～「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の一部変更について～

令和元年10月、働き方改革の推進、生産性の向上、災害時の緊急対応の充実強化を図るため、公共工事の発注者等が新たに講ずべき措置を盛り込んだ「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」が一部変更されました。

これについて、概要を以下のとおりお知らせします。なお、詳しくは国土交通省ウェブサイト等をご覧ください。

【変更の背景】

今年6月に新・担い手3法（※）が成立したことを踏まえ、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」について所要の変更が行われました。

※担い手3法（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律）

「品確法基本方針」改正の概要

○発注関係事務の適切な実施

- (1) 予定価格の適正な設定
 - ・ 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
 - ・ 災害時の見積り徴収の活用
- (2) 災害時の緊急対応の充実強化
 - ・ 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
 - ・ 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- (3) ダンピング受注の防止
- (4) 計画的な発注、施工の時期の平準化
 - ・ 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- (5) 適正な工期設定及び適切な設計変更
 - ・ 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
 - ・ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

○受注者等の責務に関する事項

- ・ 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- ・ 情報通信技術の活用等による生産性の向上

○工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- ・工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

○調査等の品質確保に関する事項

- ・調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- ・調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- ・調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

「入契法適正化指針」改正の概要

○施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数などを規定

○施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定などの措置を講ずることを規定

○その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用等の事項について追記するとともに、担い手確保のための処遇改善の取組などについて追記

出典：国土交通省ウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000650.html)

- ・地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）
 - ・下請債権保全支援事業（保証ファクタリング）
- など

国交省の金融事業に関するお問い合わせは、

KHS 北保証サービス株式会社

<http://khs-net.jp/>

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 番地

北海道建設会館 4F

TEL：011-241-8654 / FAX：011-222-6601